**山形テルサ施設使用遵守事項（兼）確認書**

山形テルサの施設申請にあたり、山形テルサ条例、山形テルサ条例施行規則、その他関係法令を遵守してください。主な留意事項は下記のとおりです。

**【１　使用の許可、不許可、取消し等】**

　・公益を害するおそれがあるときは、使用の許可ができないことになっております。

　・許可を受けたものは、許可を受けた目的外に施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはなりません。

　・偽りその他不正行為により使用の許可を受けたときは、使用許可の取消しのうえ退去していただく場合があります。

**【２　各施設の最大収容人数】**

定員以上の入場は、出来ません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 最大収容人数 | 施設名 | 最大収容人数 |
| テルサホール | ８０６人 | 交流室B | 　５６人 |
| アプローズ | ４００人 | 特別会議室 | 　１８人 |
| 研修室A | 　６０人 | 会議室 | 　３０人 |
| 研修室B | 　５４人 | リハーサル室 | 　８５人 |
| 交流室A | 　４０人 | 大会議室 | １００人 |

**【３　施設使用料のお支払い**】

・使用許可に係る使用料を指定期日までに納入してください。

・使用料の納入がない場合、使用許可を取消しとさせていただく場合があります。

**【４　使用許可事項の変更及び取消し】**

使用許可された事項を変更・取消しようとするときは、速やかに変更・取消申請書を提出してください。使用料の減額が伴う変更（使用日及び使用施設の変更等）については、**使用開始前２週間前**までに提出ください。使用開始前２週間を過ぎてからの減額を伴う変更の場合、施設使用料は全額還付出来ず、入金前でも使用料を請求します。

**【５　使用料の還付額・入金前取消しによる使用料】**

支払いいただいた使用料については、下記の基準により還付します。還付申請手続きを行ってください。なお、ご入金前であっても使用料（キャンセル料金）が発生します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **施設名** | **取消時期****(使用開始日前)** | **使用料の還付額****(入金後)** | **入金前取消しによる使用料****(キャンセル料金)** |
| **取消** | テルサホール・アプローズ　　　 | ６ヵ月前まで | １００％ | なし |
| ３ヵ月前まで | ５０％ | ５０％ |
| ３ヵ月未満 | ０％ | １００％ |
| 上記以外の施設 | １ヵ月前まで | １００％ | なし |
| ２週間前まで | ５０％ | ５０％ |
| ２週間未満 | ０％ | １００％ |

**【６　入退室、使用時間】**

使用開始時及び終了時は、必ず事務室にご連絡下さい。施設又は備品等の使用を終了したときは、速やかにその使用に係る施設又は備品等を現状に復し、職員の点検を受けて下さい。使用許可時間には、準備や後片付けなどに要する時間も含みます。許可時間を厳守してください。

**【７　安全管理】**

主催者は、必ず非常口・避難経路を確認してください。非常の事態が生じた場合には、職員の指示に従ってください。

施設内外の秩序維持、入館者の整理・誘導及び盗難その他の事故の防止に努めるとともに、それらに必要な人員を配置してください。

**【８　新型コロナウイルス感染症の対応】**

・新型コロナウイルスの感染状況しだいでは、館の使用を中止することがあります。

・新型コロナウイルスの感染状況により貸館を中止した場合に生じた損失については、補償しません。

・発熱時や体調不良時には来館や来場をお控えください。

・施設内でのマスク着用は個人の判断となります。

混雑時や継続的な発声を伴う公演等、必要に応じて着用してください。

・施設内での咳エチケットや手洗いの励行を推奨します。

・会議室等での定員を遵守し、混雑をさけてください。

**【９　駐車場】**

　・山形テルサには無料駐車場がありませんので、近隣の有料駐車場をご利用くださるようお願いします。

・路上駐車や他施設駐車場等への駐車はしないよう周知をお願いします。

**【10　その他】**

・テルサホール客席内でのご飲食は、ご遠慮願います。

・ゴミは、お持ち帰りくださいますようお願いします。

・無断で館内へのセロハンテープ・釘打ち・鋲止めによるチラシ・ポスター等の掲示は、禁止します。

・ピアノの調律については、定期的に実施しておりますが、それとは別に必要な場合、主催者様で手配してください。※ただし、テルサ指定業者とさせていただきます。

・第三者又は不可抗力による火災、停電その他市及び指定管理者の責によらない事故等によって使用者その関係者及び入館者が損害を受けた場合においても、市及び指定管理者は、その損害を賠償する義務を負いません。

　・施設の使用に係る人身事故及び物品、展示品等の盗難・破損などすべての事故についても、市及び指定管理者は、その損害を賠償する義務を負いません。

|  |
| --- |
| 私（当団体）は、山形テルサの施設を使用申請するにあたり、山形テルサ施設貸出に関する確認事項を遵守します。申請者（団体名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者（責任者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　遵守いただけない場合は、使用許可を取消することがあります。提出日時　　令和　　年　　月　　日 |